

監査報告書

令和7年5月9日

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会
会 長 天 野 昌 明 様

監事 松 隈 俊 久



監事 佐 藤 純 雄



社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会定款第20条の規定による令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行及び財政状況につきまして、監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 本年度から「地域支え合い車両貸出事業」を開始され、多くの買い物に不便を感じておられる高齢者の買い物支援として、車両「めじたん号」の貸出しを実施されている。
- 二 「ひきこもり支援事業」については、居場所「めじたんち」の新規開設及び相談受付、家族交流会、農業体験等、継続的に実施されている。
- 三 令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登半島大雨災害の被災者への支援について、職員の派遣により運営支援を実施されている。
- 四 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 五 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況等全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。